

# 平和主義と立憲主義からみた 集団的自衛権

根本 猛 静岡大学法科大学院教授  
前静岡県人権会議会長



## はじめに

安倍内閣がこれまでの政府解釈を変更して、集団的自衛権容認の閣議決定をしました。限定はされていますが、他国のための武力行使を認める閣議決定には、平和主義と立憲主義から大きな問題があると思います。

### 1. 平和主義からみて

実は、憲法には自衛隊を保持してよいとか場合によっては武力を使って構わないとかどこにも書かれていません。逆に9条は、戦争や武力行使は放棄し、軍隊や戦力も保持しないと規定しています。

今年には自衛隊発足 60 周年ですが、政府は、国家固有の自衛権を具体化したのが自衛隊だと説明してきました。9条の制約はあるが、国家固有の自衛権に由来するから、自衛隊を自国のために使えるが他国のためには使えないというのは一応自然な解釈だし、60年間、自衛隊はわが国の周辺でわが国の防衛だけに活動するという考え方を国民の多くは受け入れてきました。そして、自衛隊は1人の戦死者も出さず、1人も殺傷せずに、わが国の平和は保たれてきました。

皆さんのなかには、沖縄の激戦地の跡を訪問された方もいるでしょう。言葉に尽くせない悲惨さです。これをみて、9条のようなものは大切だと考えるか、反対にこうならないように9条は改正すべきだと考えるかは人さまざまでしょう。

ただ、戦争や武力行使は、最後の場面では人間が命がけでするもので、少なくともよほどの覚悟や理由がなければすべきではないことでは一致できるのではないのでしょうか。政府はこれまで、かなり怪しいこと（カンボジア

PKO への派遣、アフガン戦争やイラク戦争への協力など）をするときに、屁理屈かもしれません、従前の説明と整合性をつけようと努力してきました。武力行使との一体化や戦闘地域への派遣は許されないという理屈です。

今回は差し迫って「何か」あるわけではないのに一軍艦船が日本の民間人を救出中に攻撃される、はありえない想定でしょう。何がなんでも集団的自衛権行使に道をつけたいという情念のようなものを感じます。戦争や武力行使の悲惨さに対するリアリティーがほとんど感じられません。

日本人はすっかり忘れてしまった感がありますが、軍事力は本来自国民を守るためのものなのに、反対の目的に使われることもあります。5・15事件や2・26事件がその典型です。また、NHKの朝ドラ『ごちそうさん』の後半に嫌というほどでてきた、空襲には逃げろと当たり前のことを言うだけで逮捕されたり、犬死に等しい兵役に駆りだされたり（戦死者の過半数が餓死・病死）、わが国は軍事力によって、他国民だけでなく自国民にも犠牲を強いたという負の歴史があります。

軍事力や武力行使にはできるだけ抑制的であるべきだというのがわが国の平和主義ではなかったのでしょうか。

### 2. 立憲主義からみて

もうひとつの問題は、60年もの間一貫して採ってきた、そして国民の多くも支持してきた集団的自衛権は行使しないという解釈を安倍内閣が閣議決定という形で変更したことです。首相はじめ閣僚は、99条によって憲法尊重擁護義務を課せられています。確立された憲法解釈があれば、それに従うべきでしょう。また、違憲審査制を採

用しているわが国では、国家機関のなかで憲法解釈の任にあるのは、まずもって最高裁判所であると考えるのが自然でしょう。

憲法を解釈で変更できるか、これは憲法学の論争的なテーマです。かりに認める立場に立っても、最高裁判所・憲法学者・国民の合意くらいは必要でしょう。集団的自衛権容認については、憲法学者はほとんど猛反対、国民も半数以上は反対という状況で、安倍内閣だけが突っ走りました。

はじめは安倍内閣も明文の憲法改正を考えていました。しかし、それが難しいと知るや解釈改憲に舵を切ったのです。こういうやり方を、世間では、卑怯とかずるいとか言います。もし明文の改憲が提起されれば、国会における発議の審議で、そして国民投票においても、多角的な視点からさまざまな議論がなされ、集団的自衛権の是非をめぐって双方にフェアなものとなっただけです。

これまでは、集団的自衛権絡みでアメリカから要請があったとき、政府は「憲法上の制約があるから」と断ってきました。これからは、断るには「政府の判断として『明白な危険』とは認められないから」となります。憲法上の制約と政府の判断、どちらが断りやすく、どちらが角が立ちませんか？私は前者だと思います。

安倍内閣は、集団的自衛権容認を具体化する関連法の改正や新法の制定を提案してくるでしょう。そのときに国会や国民はどう対応するのか、私たちはこの問題に真剣に向き合う必要があります。